平成23年度東日本大震災第1回仙台市災害義援金配分委員会議事概要

- 1 日 時 平成23年4月27日(水)13:30~
- 2 場 所 本庁舎2階第1委員会室
- 3 出 席 阿部重樹委員長,大場光昭副委員長,庄司健治委員,花島伸行委員, 阿部俊昭委員,鈴木清隆委員,尾町雅文監事
- ○事務局 ただいまより開催する。本日の委員会はお手元の資料の次第に基づき進行していく。会議開催前に配布資料を確認させていただく。後ほど予定している委員長、副委員長の選出まで事務局で進行させていただく。

(配布資料の説明・確認)

(傍聴者への注意事項等の説明)

一【各委員・監事に対して、市長から委嘱状を交付】一

(市長挨拶)

(委員紹介)

- ○事務局 続いて、委員長及び副委員長の選出をお願いする。委員長、副委員長については、手元に配布している「仙台市災害義援金配分委員会設置要綱」第5条の規定により、委員長については委員の互選により、また、副委員長については、委員長が指名することとなっている。さっそくだが、委員長の選出だが推薦をお願いしたい。
- 一【各委員の互選により、委員長を選出】一 阿部重樹委員を推す声あり (異議なし)
- 一【委員長の指名により、副委員長を選出】一 大場光昭委員を指名

(委員長挨拶)

- ○委員長 では、まず始めに報告事項について、事務局より説明をお願いする。
- ○事務局 お手元の資料をご覧いただきたい。報告事項①~③について、資料1から3により、事務局より説明させていただく。

先ず、報告事項①「本市の被害状況」についてであるが、市内等で発生した大きな地震としては、平成23年3月11日14時46分ころに発生したマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震をはじめ、3月28日7時24分ころに発生したマグニチュード6.5の地震、4月7日23時32分ころに発生したマグニチュード7.1の地震がある。最初に発生した東北地方太平洋沖地震をはじめとするこれらの地震は、市内にも甚大な被害を及ぼした。死者は、4月9日9時現在で511名。負傷者1,826名。行方不明者は調査中である。住家被害においては、現在調査中であり、分かり次第随時報告していく。ライフラインについては、水道が4月7日の余震により市内約40箇所で漏水が発生。公共下水道のうち、上谷刈浄化センターで全体の4分の1が停止。南蒲生浄化センターでは、津波被害により機能停止、現在簡易処理にて対応中である。

次に報告事項②「義援金の受付状況について」である。いわゆる 4 団体には、全国から 4 月 25 日の時点で約 1,813 億 4,004 万 9,638 円の義援金が寄せられている。内訳としては、大きく分けると、日本赤十字社受付分約 1,553 億円、共同募金会など 3 団体で 260 億円となっている。また、宮城県災害対策本部では、3 月 14 日から義援金の受付けを行い、4 月 22 日の時点で、約 97 億 4,344 万 9,027 円の義援金が寄せられている。仙台市災害対策本部では、3 月 22 日から義援金の受付けを行い、4 月 25 日の時点で約 4 億 5,097 万 6,768 円の義援金が寄せられている状況である。

最後に報告事項③「義援金受付団体」受付分の配分についてである。先ほどご説明させていただいた「義援金受付団体」受付分の配分について、平成23年4月13日に開催された「宮城県災害義援金配分委員会」では、死亡・行方不明者に対して1人あたり35万円、住宅全壊・全焼では、一戸あたり35万円、住宅半壊・半焼では、1戸あたり18万円の義援金、原発避難指示・屋内退避指示圏域の世帯には、1世帯あたり35万円の義援金が配布されることが決定されたところであり、これは、4月8日に厚生労働省内において開催された義援金配分割合決定委員会で決定した額のとおりである。

仙台市への配分額としてであるが、現在、市内での死亡者数は 511 人であるため、現 段階の死亡・行方不明者の配分総額は 1 億 7,885 万円となっている。しかし、行方不明 者数が調査中であるため、今後変動する可能性が大きいところである。また、住家被害 については、現在調査中である。今後、概ねの被害状況が判明次第、追加して配分され ることとなっている。なお、仙台市では、原発避難指示・屋内退避指示圏域の世帯は該 当なしである。

義援金の申請受付については、4月26日から開始し、その周知についてはプレスリリース及びちらしにより行っている。今後の義援金配分については、先日開催された宮城県災害義援金配分委員会において、義援金配分決定委員会で示される考え方に基づいて配分を行うこととしている。本市では、県からの配分後速やかに対象者へ配分することと考えている。

○委員長 報告事項①②③について報告を受けたこととしたい。質疑等については、その 後協議事項において、まとめて行うこととしたいが、よろしいか。

(了)

- ○委員長 それでは、報告事項を踏まえて、引き続き協議事項の説明を事務局よりお願い したい。
- ○事務局 それでは、協議事項として、お手元の資料4-1をご覧いただきたい。先ほどの報告事項でも説明させていただいたが、「仙台市災害対策本部」受付分は、4月25日現在、約4億5千万となっている。市内における人的被害及び住家被害の件数は現在調査中であり、被害状況の全容の把握に至っていない。また、資料4-2をご覧いただきたいが、過去の大規模災害時の配分例を見ると、国での配分割合決定委員会で示されていない項目についても配分を行っている状況がある。このことを踏まえ、今回2案を示させていただき協議をお願いしたい。まず、《案1》は、『「仙台市災害対策本部」受付分について、第1次配分を行う』ということで、仙台市災害対策本部分を「義援金受付団体」受付分に上乗せし、市内の被災者に配分する方法と、仙台市独自の配分項目を設定する方法を提示する。一方、《案2》は、「仙台市災害対策本部」受付分の配分は、留保し、今後の被害状況の判明に応じて、義援金受付団体の第2次配分以降に市内の被災者へ配分を行うものである。
- ○委員長 今の事務局の報告に対して、意見や質疑はあるか。
- ○委員 そもそも、り災証明の発行状況は事務局で把握されているか。順次発行されていると思うが、まだまだ発行が進んでないと見受けられる。
- ○事務局 り災証明については、申請を受け付けており、体制を充実させ、随時発行して いるところである。
- ○委員 義援金を配分するにあたって二つの考え方があると思う。即時性としては、中央の共同募金会等の義援金の支給が始まり死亡者や住宅全壊の対象者へは35万円が支給されるということで担保されている。問題は公平性である。現時点では被害状況の把握がされていなく情報が足りない。留保するのが一つの考え方であると思う。
- ○委員長 他にご意見はあるか。

- ○委員 七郷地区の町内会長をしているが、この地域では壊滅的に打撃をこうむった。東 部道路を境にして、海側は全壊、東部道路を越えたあたりからは半壊の住宅が多いが家 電製品などはほとんど壊れ一切だめになった。半壊といっても全壊と同様の被害があり、 半壊という認定を受けた方が気の毒にも思える。農地も耕作不可能となり、農業再建の ための新たな投資も困難を伴っている。半壊世帯であっても厳しいということを認識い ただきたい。
- ○委員長 半壊の住宅の被害も見極める必要があるというご意見であった。他にご意見は あるか。
- ○委員 国から下りてくる手当があれば仙台市分は留保してもいいという考え方もある。 住家被害は全壊、半壊といった住宅の被害の程度を基準にしたものだけで、生活被害の 実態を調査し吸い上げた上で独自の配分をしたほうがよい。留保はやむを得ない。

また、他の事例として、岩手・宮城内陸地震の際の配分にはかなり細かいパターンがあってこれも資料を示してほしい。

この度の震災では土地に対する被害が多く発生している。塩害,土地が崩れて住めないなどの被害を見ていく必要がある。情報を集めて議論していかなければならない。

- ○委員 津波や,また住宅地の中でも倒壊,地滑りなど時間の経過で判明してくるのかと 思われる。お金は必要ではあるが,留保がよいと思われる。
- ○委員長 他に意見はあるか。
- ○委員 現実的には、まだ被害の全容が見えていない。これは、り災証明の発行が終わっていないことも一因であり、申請は現段階で、3万件を越えていると聞いている。建物被害の全容が見えていない。

これまでの大災害でも障害のある方が親を亡くされた場合、高齢者が配偶者を亡くされた場合など見えない部分がある。

国もまだ一次配分の段階であり、また宮城県に寄せられている義援金の配分についても枠組みを違うように検討すると聞いている。市としてもこの様な状況を踏まえ、様々な枠組みの中で配分を行って行きたい。国や県の配分で救えないところに光をあてていく必要があろう。

○監事 会計士協会は阪神淡路大震災でも義援金配分委員会の監事を経験した。義援金には三原則がある。迅速性、公平性、透明性である。今の状況をみると寄せられる義援金は阪神淡路大震災を越える額になると思われる。私としては、配分の基準の妥当性をみ

ていきたい。地元にどう配分するか、市としての考え方を示してほしい。

- ○委員長 一通り委員の皆さんからご意見を頂戴した。ご意見を集約すると、留保ということで委員のお考えが一致していると理解している。ただし前提条件としては、被災の全容が不明であるので、事務局からの詳細な情報提供をお願いしたい。土地についての対応、宅地被害、農地被害も考慮しなければならない。阪神淡路大震災では、両親を失った児童等へも配分している。ハンディキャップのある方等へのきめ細やかな目配りをすることを前提として、また先行事例として岩手・宮城内陸地震の配分例を整理すること、これらを条件として、事務局から示された≪案2≫でよろしいか。
- ○委員 まずはり災証明の発行に力を注いでいただくことをお願いしたい。市独自の義援 金は 4 億円余りで一人当たりに分けた時に大きな額にはならない。国から下りてこない 部分に大きく配分することも検討していただきたい。
- ○委員 きめ細やかな配分が求められる。仙台の生活実態に合ったように給付していただきたい。
- ○委員 国の一次配分で死亡者,全壊世帯に35万円であるが,今後上乗せもありうる。宮城県で受け取った89億円がどう配分されるのかもまだわからない。それらの配分を踏まえて市としてどう考えていくかというのも一つの視点かなと思われる。
- ○委員長 以上で仙台市災害義援金配分委員会を終了する。多岐に亘るご意見ご質問に感謝する。
- ○事務局 長時間にわたるご議論感謝する。次回開催は未定だが、委員の皆様には随時情報提供させていただく。改めて、事務局からご案内したい。なお、本日の議事録は事務局で作成し、委員長に確認いただきたい。

(了)

○事務局 それでは、よろしく願う。